

第八十号議案

江戸川区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十八日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例
江戸川区公害健康被害認定審査会条例（昭和五十年十二月江戸川区条例第六十
六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十五条第四項」を「第四十五条第三項」に改める。

付 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（説明）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の改正に
伴い、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。